令和３年４月１９日
総務教育常任委員会資料
防災部防災対策課

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

１　事故発生日時　　令和２年１２月２８日（月）午後８時４０分頃

２　事故発生場所　　[redacted]

３　損害賠償の相手方　　加古川市在住　個人

４　事故の概要　　市公用車が[redacted]の敷地内から右折して県道[redacted]に進入し、同線を西進した直後、同線南側の駐車場から同線に右折で進入しようとした相手方車両と接触し、双方の車両の一部が損傷した。

５　損害の程度　　市　側　物的損害　左サイドパネルその他
相手側　物的損害　フロントバンパー、左ヘッドランプその他

６　過失割合等　　市：３０　相手方：７０
専決日：令和３年３月３１日　　示談成立日：同年３月３１日

７　損害賠償の額　　２０３，１１５円（６７７,０４９円×３０％）

８　その他　　市側の損害額：１２２,０６７円（当該額のうちの７０％は相手方が負担する。）

９　予算措置等　　当該事故に関する損害賠償金２０３，１１５円及び市が負担する公用車の修繕費３６，６２０円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方及び市に支払われる。